

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 会計年度任用職員の職の廃止、職務名の変更及び時間額の変更により、東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ①別表から「プール指導員」の項を削除する。 ②別表中「生活保護地区担当員」の職務名を「生活保護高齢者支援員」に、時給額を「1,630円」から「1,710円」に改める。 ③別表中「生活保護面接相談員」の時給額を「1,630円」から「1,710円」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 会計年度任用職員の職の廃止、職務名の変更及び時間額の変更により、適正な任用及び業務に必要な人材の確保に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。